

広島県緑化センター学習展示館展示等リニューアル業務 仕様書

1 業務名

広島県緑化センター学習展示館展示等リニューアル業務

2 業務目的

広島県緑化センター学習展示館は、「県民に緑化に関する知識と技術を普及し、緑化の推進を図る」ことを目的に設立され、これまで知識と技術の普及に大きな役割を果たしてきた。しかし、当施設の展示物は開園から40年以上大きな更新がされず、施設内の展示物の多くが陳腐化していることから、当施設の魅力が低下し、その役割を果たせていないことが課題となっている。このため、最新の技術や展示方法を取り入れ、展示室をリニューアルすることで、施設の魅力向上と学習機能の充実を図り、来園者の森林・林業に関する関心を高める。

3 業務期間

契約締結の日から令和9年3月31日までとする。

ただし、基本設計及び実施設計業務の業務期間は、契約締結の日から令和8年3月31日とし、展示物制作・設置その他付帯工事の業務期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日とする。

4 施設概要

所在地	〒732-0036 広島市東区福田町10166-2
名称	広島県緑化センター 学習展示館
開館年	昭和55年
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造 地上1階
施設内容	別紙平面図のとおり
対象施設	展示室（保管庫を除く）、ホール
対象面積	展示室（約278m ² ）、ホール（約51m ² ）

5 方針等

（1）リニューアル方針

【ターゲット】

ア メインターゲット：12歳未満の子ども

（学校教育への活用機会やファミリー層を獲得する）

イ サブターゲット：60歳以上のシニア世代

（来園者の4割を占めるシニア世代の森林・林業分野の関心を高める）

【展示方針】

ア 「遊び・学べる」場とすること

実際に触ったり嗅いだり、五感を使って、楽しみながら学べる展示を目指す。

イ 森林や自然が好きになるような場とすること

新たな発見や体験を提供する、自然の魅力が詰まった空間の創出を目指す。

ウ 一度で飽きない工夫を凝らすこと

「子どもが課外学習等で訪れた後に再度家族と行きたくなる」、「シニア層が毎日通いたくなる」などのリピーターの獲得を目指す。

エ 時代の変化へ対応できること

パネル展示を多用すると情報の更新が困難であるため、トレンドやピックアップ情報等も柔軟に発信できる展示を目指す。

オ 管理に多くの手間がかからないこと

施設管理者が展示室に常駐できないため、施設管理者による操作・説明が不要で保守管理が容易な展示を目指すとともに、監視員の配置が不要で安全性に配慮された展示を目指す。

カ 可能な限り県産の木材を使用すること

展示物や内装等に木材を使用する場合は、可能な限り広島県産の木材を使用する。

(2) 展示内容

展示内容は次のとおりとする。パネルやデジタル機器の使用など、展示方法については、リニューアル方針を参考に、ふさわしいものを提案すること。

ア 必須展示

次の(ア)～(キ)の提案は必須とする。ただし、(ア)～(カ)の詳細な内容については、基本設計時に発注者と協議のうえ決定するものとする。

(ア) 森林に関すること

例：森林の多面的機能の種類とそのメカニズムについて

例：森林の種類や分布（針葉樹林と広葉樹林、人工林や天然林）について

例：森林の一生（森林の遷移）について

(イ) 樹木に関すること

例：葉の形やドングリ、花など樹木の特徴や見分け方について

例：樹木の構造や成長について

(ウ) 木材に関すること

例：木材の種類（製材、合板、集成材など）や特性について

例：木材の用途（家屋や家具、身近な道具等）について

(エ) 林業に関すること

例：林業の仕事内容と必要性について

例：林業機械について

(オ) 森の生物に関すること

例：森に棲む動物とその生態について

例：危険な動物や昆虫について

(カ) 緑化に関すること

例：緑化の種類とその効果（屋上・壁面・道路緑化、植物がもたらす効果）

例：身近にできる緑化

(キ) 剥製展示

既存の剥製（哺乳類等16点、鳥類106点）を活用すること。

露出展示にする場合は、剥製の劣化や盗難等を防ぐため、来園者が触れることができない工夫を凝らすこと。ただし、猛禽類についてはケース等に入れ展示すること。

イ 任意展示

次の(ア)～(オ)の提案は任意とするが、可能な限りこの内容を含めた提案とすること。

なお、以下の提案は必須展示と組み合わせた提案とすることも認める。

(ア) 当施設のシンボルとなる展示または造形物等の設置

(イ) 五感を使って楽しむことができる展示

例：鳥の鳴き声や葉の香り、木材の重さ、拡大鏡を用いた花粉の観察など

(ウ) クイズやゲーム要素を取り入れた展示

(エ) 広島県緑化センターの園内と関連付けた展示

例：散策等の園内利用を促す展示など

(オ) 上記のほか、施設の魅力向上と学習機能の充実に必要な展示

(3) 留意事項

ア 豊富な内容を、効果的に空間を活用した多様な展示方法で展示すること

イ 展示物の制作にあたり、有識者等から意見を徴し、内容の正確性を確保すること

ウ 展示物やレイアウト等は、ユニバーサルデザインや安全性に配慮されていること

エ 施設管理者が展示室に常駐できないことを考慮し、特に次の事項に留意すること

(ア) 必要に応じて展示物の盗難等に対する防犯対策を講じること

(イ) 木のボールプールなど、散乱する可能性のある物は設置しないこと

オ デジタル機器等は、容易に保守管理やアップデートができるように配慮すること

カ 可能な限り光熱水費のランニングコストの抑制を図ること

キ 可能な限り県産の木材を使用すること

ク ひろしまの森づくりキャラクター「モーリー」を活用できるものとする

6 業務内容

受注者は本仕様書に基づき、発注者との協議の上、その承認を得て進めるものとする。

(1) 基本設計

プロポーザルで提案した提案書及び、その後の協議において決定した内容により、以下の業務を実施すること。

ア 実施方針、展示内容、構成、演出等の検討

イ 基本設計図の作成

ウ 展示構成リストの作成

エ イメージパースの作成

オ 展示物制作・設置その他付帯工事に係る概略工程表の作成、概算施工費の算出

カ その他発注者が必要と認める事項
この他、発注者と適宜、協議・打合せを実施すること。

(2) 実施設計

発注者の承認を得た基本設計及び、その後の協議において決定した内容により、以下の業務を実施すること。

ア 展示内容、構成、演出等の確定
イ 実施設計図の作成
ウ 展示に係るリスト及び数量計算書の作成
エ 展示物制作・設置その他付帯工事に係る工程表及び積算書の作成
オ シナリオ及び映像・音響システム設計図等の作成（提案内容に応じて）
カ 有識者等による展示内容の精査
キ その他発注者が必要と認める事項
この他、発注者と適宜、協議・打合せを実施すること。
なお、上記カの有識者等は発注者の承認を経て決定されるものとする。

(3) 展示物制作・設置

発注者の承認を得た実施設計に基づき、以下の業務を実施すること。

ア 実施設計に基づく展示物等の制作
イ 制作した展示物等の搬入、組み立て、設置
ウ 設置した展示物等の動作確認、調整
エ その他発注者が必要と認める事項

(4) その他付帯工事

展示物制作・設置に併せて、以下の工事を実施すること。

ア 内装工事（床面・壁面等）

展示室内の内装は、展示物やフロアシートを撤去した状態のままであるため、新たな展示と統一性をもたせた内装工事を実施すること。

イ 空調設備工事

来園者の学習環境や展示物の保存に適切な空気環境を管理するために必要な空調設備を整備すること。

ウ 電気工事

必要に応じて、電気設備・弱電設備・照明設備工事を実施すること。

エ 資材等の処分

旧展示物は廃棄済みであるが、展示物制作・設置その他付帯工事で生じた廃棄物等は、受注者が適正に処分すること。

オ その他発注者が必要と認める事項

7 成果品

(1) 内容

本業務の成果物は次のとおりとし、提出の時期については、別途発注者と協議するこ

とする。

ア 基本設計及び実施設計業務

(ア) 基本設計に関すること

- ・基本設計図及びその電子データ 一式
- ・展示構成リスト及びその電子データ 一式
- ・イメージパース及びその電子データ 一式
- ・概算工程表及びその電子データ 一式
- ・概算積算書及びその電子データ 一式
- ・協議・打合せの議事録及びその電子データ 一式
- ・その他発注者が必要と認めるもの

(イ) 実施設計に関すること

- ・実施設計図及びその電子データ 一式
- ・展示に係るリスト及びその電子データ 一式
- ・数量計算書及びその電子データ 一式
- ・工程表及びその電子データ 一式
- ・積算書及びその電子データ 一式
- ・協議・打合せの議事録及びその電子データ 一式
- ・その他事業者提案によるもの、及び発注者が必要と認めるもの

イ 展示物制作・設置その他付帯工事

- ・展示物ほか関連機器等
- ・取扱説明書・保守管理マニュアル及びその電子データ 一式
展示物等の保守管理を実施するためのもの
- ・展示物の制作・設置状況及び設置完了写真及びその電子データ 一式
- ・完成図面及びその電子データ 一式
- ・事業実施報告書及びその電子データ 一式
- ・その他発注者が必要と認めるもの

上記ア、イの電子データは、電子記録媒体（ハードディスク等）に保存すること。

また、製本版と同じタイトルを付したフォルダ名・ファイル名で作成すること。

電子記録媒体には、PDF形式のデータを格納すること。また、PDFとは別に、Word、Excel、CAD等、県が指定するデータ形式により都度協議のうえ提出すること。

(2) 成果品等の帰属

本業務の成果品の著作権その他一切の権利は発注者に帰属する。

(3) 成果品の不備

受注者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所があった場合は、業務の完了時より1年の期間において、受注者は速やかに必要な補修、修正等の措置を行うものとし、これに対する経費は受注者の負担とする。

8 その他

- (1) 事業者は、県と連絡調整を十分に行い、円滑に業務を実施すること。
- (2) 本仕様書について、疑義が生じたとき又は定めのない事項については、その都度、発注者と受注者が協議して定めることとする。
- (3) 発注者は、業務実施過程において本仕様書記載の内容の変更の必要が生じた場合、受注者に仕様変更の協議を申し出る場合がある。この場合、受注者は委託料の範囲内において仕様変更に応じること。
- (4) 業務の一部を再委託する場合は、再委託先ごとの業務の内容、制作の体系図及び工程表、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記したものを事前に書面にて報告し、発注者の了解を得なければならない。
- (5) 現地で作業を行う際は、広島県緑化センター職員と調整のうえ、当園の運営等に支障のない日時を選ぶこと。
- (6) 広島県緑化センターでは、本業務と並行し、耐震及び外壁工事が実施されていることから、これらの工事と調整のうえ業務を実施すること。
- (7) 受注者は、本業務に関する設計、建築等の関係法令、関係官公署の指導事項を遵守し、適法かつ適正に業務を遂行すること。
- (8) 受注者は、本業務に必要な各種基準、指針等について、JISやJAS等の規格、関係官公署による最新の技術基準（基準・要領）等を参考とすること。
- (9) 受注者は、本工事に必要な関係官公署その他関係機関への協議、報告、各種申請業務及び届出手続を、適法かつ適正に遂行すること。これらに係る必要な費用は受注者の負担とする。
- (10) 受注者は、本業務に必要な届出手続等にあたっては、届出内容等について、あらかじめ発注者に報告し、承諾を得ること。
- (11) 上記6(4)の実施にあたって、必要な資格を有していること。（再委託する場合は再委託先を含む）
- (12) 業務の期間中において知り得た情報は外部に漏らしてはならない。